

20歳になる方へ

国民年金の案内が郵送されます

20歳になると、厚生年金等に加入している方を除き、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」「国民年金保険料納付案内書」「基礎年金番号通知書」などが郵送されますので、確認してください。

あなたの将来を支えます

国民年金は20歳から60歳になるまでの人が加入し、保険料を納めて、みんなで支える制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。なお、基礎年金の2分の1は国(税金)から支払われます。



老後のためだけにない

国民年金は、年を取ったときの「老齢年金」だけではなく、病気や事故で障害を負ったときの「障害年金」、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族が受け取れる「遺族年金」もあります。

納付が難しいときの免除制度

保険料を納付せず、免除制度等も利用していない場合、将来、公的年金が受け取れないだけではなく、税金に見合う給付分も受け取れなくなります。また、保険料の免除や納付猶予が承認された期間は、年金の受給資格期間に算入されることになり、万一の時、障害年金を請求できません。保

険料が納めにくいときは、未納で放置せず、手続きをしましょう。

なお、一部納付の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付していることが必要です。

▽学生納付特例制度

学生は、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

▽免除制度

学生でない方で、本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の場合、保険料が全額または一部免除となります。

▽納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

※それぞれに要件があり、添付書類が必要な場合があります。詳しくは、市民課、各振興局市民福祉課または豊岡年金事務所にお問い合わせください。

保険料納付は口座振替・前納がお得

国民年金保険料は、対象月の翌月末が納付期限になります。毎月納付以外にも、当月(1カ月)分、6カ月分、1年分、2年分を前払いする方法(前納)があります。前納制度は、保険料が割り引かれてお得です。口座振替による前納は、現金、クレジット納付に比べ割引額が多くなります。

《問合せ》日本年金機構豊岡年金事務所 ☎22-0948
市民課 ☎21-9015
または各振興局市民福祉課



△ホームページ
▽市民年金

豊岡年金事務所

年金相談窓口(要予約)

- ▼受付時間(通常) 平日(月～金曜日) 午前8時30分～午後5時15分
- ▼時間延長 週の初めの開所日 午後5時15分～午後7時
- ▼週末相談 第2土曜日 午前9時30分～午後4時

城崎国際アートセンターからのお知らせ

テレワーク施設を

冬休み学生に無料開放

- ▼期間 12月24日(土)～2023年1月9日(月・祝) ※12月27日(火)、29日(木)～1月3日(火)は休館
- ▼時間 午前9時～午後5時
- ▼場所 1階エントランスホール テレワーク施設(ワークেশション・イン・トヨタ) オカ(ワーキングデスク)
- ▼対象者 市内の小・中・高校、特別支援学校または大学に通学している方▽市内に在住し、市外の小・中・高校、特別支援学校または大学に通学している方▽県立但馬技術大学校に在学している方
- ▼その他▽コンセント・フリーWi-Fi完備▽芸術・自然等の書籍・資料の閲覧可▽要予約▽学生証等の提示必要

《問合せ》城崎国際アートセンター ☎32-3888



▲テレワーク施設詳細



▲申込みフォーム

令和5年度(令和4年分)の所得税・市県民税の申告に向けて早めの準備を

申告期間は2月16日(木)～3月15日(水)

●申告相談の受付方法に予約制を導入します

昨年までに城崎・竹野で試行的に実施してきた申告相談の予約制を全庁的に導入します。申告相談の受付方法は、日程や会場などの詳細と併せて広報とよおか2月号でお知らせします。

●市県民税の申告書作成・試算が自宅でできます

1月10日(火)から自宅のパソコンで市県民税の申告書の作成や試算ができるようになります。作成した申告書を印刷すれば、申告書として提出が可能ですので利用してください。申告相談を検討している方も一度お試しください。

詳細は、市のホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



●申告に関する注意点

○次の書類は令和4年分であることを確認し、全て準備を

- ・給与所得、公的年金等の源泉徴収票
- ・各種控除に必要な証明書類

○次の書類は事前作成が必要

- ・事業所得(営業、農業)・不動産所得の収支内訳書
- ・医療費控除の明細書(受診者・医療機関等ごとに集計したもの)

○次の内容は必ず税務署や国税庁ホームページで申告を

①土地、建物または株式等の譲渡所得②青色申告③繰越損失④雑損控除⑤住宅借入金等特別控除の初年度⑥消費税、贈与税

※①～④に該当する内容で、確定申告書の提出が不要な場合は除く。

○寄附金控除(ふるさと納税)等の申告について

所得税の確定申告で配当所得や寄附金控除の申告をする場合など、内容によって確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」の各種項目に必要な事項を記載する必要があります。記載がない場合、市県民税において適用されませんので注意してください。

《問合せ》税務課 ☎21-9045

確定申告はスマホ申告が便利

《問合せ》豊岡税務署個人課税第1部門 ☎22-2144

こんな方に特におすすめ…給与所得・雑所得のみ/医療費控除/寄附金控除(ふるさと納税など)

スマホ申告を始めよう

- ①カメラ機能で右の二次元バーコードを読み取る
- ②次のいずれかの方法で簡単ログイン



[マイナンバーカード]

マイナンバーカードがあれば、IDとパスワードがなくても登録・申告ができます。



[ID・パスワード]

税務署で取得したIDとパスワードで簡単に登録情報呼び出せます。



個人市県民税の主な改正内容(令和5年度から実施)

《問合せ》税務課 ☎21-9045

住宅ローン控除制度の見直し

住宅ローン控除の適用期限が4年間延長(令和7年12月31日までに入居した方が対象)されます。所得税額から控除しきれない額は、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)の範囲内で個人市県民税から控除します。

非課税判定における未成年者の年齢引き下げ

未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されませんが、民法の成年年齢の引き下げに伴い、1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、課税されるかどうかの判定において未成年者にはあたらないこととなりました。